

児童扶養手当の支給

〇県東健康福祉センター【☎0285(82)3321】
 〇健康福祉課福祉係【☎028(677)1112】



児童扶養手当は、父母の離婚、父母の死亡などによって父母と生計を同じくしていない児童や、父母が重度の障害の状態にある児童が、心身ともに健やかに育成されることを目的として支給されるものです（平成22年8月1日から、父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給されることになりました）。

手当の受給にあたっては、交付された手当証書の記載内容をよく読んで、次の事項に十分注意してください。

受給上の注意事項

●現況届…

手当を引き続き受給するために、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届をお住まいの市町の児童福祉担当課に提出することが義務づけられています。
 なお、所得が限度額を超え、手当が全部支

給停止となっている人も現況届の提出が必要です。
 ※この届の提出がない場合は、手当が支給されませんので必ず提出してください。

●資格喪失届…

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、印鑑と手当証書を持参し、速やかにお住まいの市町の児童福祉担当課へ届け出てください。

- 1 受給者が婚姻したとき（この婚姻には、婚姻の届出をしていないが生活を共にしているなどの事実上の婚姻関係にある場合も含みます。独身の男性または女性と同居している場合は、事実上の婚姻関係とみなされる場合があるのでご注意ください）
- 2 受給者または児童が国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受け取ることができるとき（例：遺族年金、障害年金、老齢年金など）
- 3 受給者が児童を監護（養育）しなくなったとき（児童が施設に入所したり、里親に委託されたりしたときなど）
- 4 遺棄を理由とする受給者にあつては、児童の父母から電話や手紙などによる安否を気遣う連絡、送金などがあつたとき

- 5 拘禁を理由とする受給者にあつては、児童の父母の拘禁が終了したとき
- 6 児童の父母以外の人が受給者である場合は、児童と別居したとき
- 7 手当の支給対象児童が満18歳の年度末（重度の障害のある児童は満20歳）に達したとき

※この届けをせずには手当の支払いを受けた場合は、資格がなくなった翌月分からの手当をすべて返還していただきます。

※偽りその他不正な手段により手当を受けた人は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金（ただし、刑法に正条があるときは、刑法による）に処せられることが児童扶養手当法第35条の規定で定められておりますのでご承知おき願います。

●その他の届け出…

右ページの届けのほか次の届けがありますので、該当したときには印鑑と手当証書を持参し、速やかにお住まいの市町の児童福祉担当課へ届け出てください。

人は「市」、町にお住まいの人は「県」となっているため、支給機関が違うところへ住所変更する場合は、必ず速やかに届け出てください。（例：県内の町→他都道府県、県内の町→県内の市、県内の市→県内の別の市など）

特に、手当の支給機関は、市にお住まいの

額改定（請求）届	支給対象となる児童が増減したとき
証書忘失届	証書を破損もしくは紛失したとき
氏名変更届	受給者や児童が氏名を変更したとき
住所変更届	（市内または県内の町内で）住所を変更したとき
支払金融機関変更届	支払金融機関の金融機関名・口座番号・口座名義などを変更したとき
住所変更届（管外転出）	管外（市外または県内の町外、県外）へ転出するとき ※もとの市町児童福祉担当課に住所変更（管外転出）届を提出した後、新しい市町村の児童福祉担当課に住所変更届を提出してください。新旧の市町村両方に届を提出しないと継続して受給できなくなります。
振替預入請求届 振替預入廃止届	ゆうちょ銀行支払の人（旧法受給者）で口座を解約するなど変更があつたとき

●手当の支払日…

4月から7月分の手当は8月11日
 8月から11月分の手当は12月11日
 12月から3月分の手当は4月11日

に支払われます。

ただし、支払期日が土曜日、日曜日、休日の場合は、その直前の日曜日などでない日が支払日となります。

※支払日前のおおむね1カ月以内に金融機関などを変更した場合、支払日に手当を支払えない状態になることがありますので、支払日直前の金融機関などの変更には十分注意願います。

※手当についてわからないことがありましたら、お住まいの市町の児童福祉担当課または、栃木県健康福祉センターにお問い合わせください。